

2019年4月15日

お客様各位

株式会社日鉄コミュニティ
代表取締役社長 赤井直也

弊社に対する指示処分に関するご報告

謹啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、弊社は国土交通省関東地方整備局より、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」第81条に基づき、下記のとおり指示処分を受けましたので、ご報告申し上げます。

本件は、弊社が管理事務を受託している複数の管理組合において、管理組合財産を、弊社の元従業員が不正に着服し、管理組合様に損害を与えたことによるものです。

弊社は、事件判明後速やかに当該管理組合様に対するご報告とお詫び、損害の補填をさせていただきました。なお、当該管理組合様以外には、同様の事象がないことを確認しております。

弊社は、この度の処分を厳粛に受け止め、既に再発防止に向けた社員教育及び業務フローの見直しに取り組んでおりますが、今後もより一層コンプライアンスの強化を図り、お客様の信頼回復に向け全社一丸となって努めてまいります。

お客様には多大なご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを深くお詫び申し上げますとともに、引き続きご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

敬白

記

1. 処分年月日

2019年4月15日

2. 処分内容

指示処分

- (1) 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - ① 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に対し、速やかに周知徹底すること。
 - ② 法及び関係法令等の遵守を社内で徹底するとともに、社内研修・教育の計画を作成し、役職員に対し、継続的に実施すること。
 - ③ 日常の業務運営に関する調査・点検を行うとともに、社内の業務管理体制の整備に努めること。
 - ④ 今回の違反行為を踏まえ、適切な再発防止策を策定し、継続的に実施すること。
- (2) 前項各号について講じた措置（前項に係る措置以外に講じた措置がある場合は、これを含む。）を平成31年5月15日までに文書をもって報告すること。
また、平成31年10月15日までに当該措置の実施状況を報告すること。

以上

【本件に関するお問合せ先】

株式会社日鉄コミュニティ 業務統括部 03-6858-8618
(受付時間 9:00~17:30 土曜日・日曜日・祝日除く)